

令和6年7月9日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和6年7月9日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター 2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第3 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の承認について 【特例事業】

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（配分）（案）の承認について
【中間管理・農地バンク一括方式】

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の承認について 【一般】

6、農業委員会事務局職員

局長	芹口	孝直
係長	今村	翔太
参事	後藤	健一

事務局 皆さん、こんにちは。
まだ定刻前ではございますが、出席者、本日14名、欠席者なし、会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、総会の成立を報告いたします。
それでは、高崎会長に御挨拶をお願いいたします。

会長 こんにちは。
毎日暑い日が続く中、またお忙しい中、本日の総会に出席していただきまして、ありがとうございます。
今は梅雨には入っておりますが、毎日天気の良い日が続いております。
今年は、梅雨の入りが遅くて、天気の日が続いたので作物の管理も大変だったことだと思います。それと、まだ梅雨は明けておりませんので、今年も梅雨で水害とかの被害がなく、梅雨が明ければいいなと思っております。
また、毎日暑い日が続いておりますので、熱中症等に気を付けて農作業を行っていただくようお願いいたします。
本日も、皆さんと一緒に議題を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

「議第16号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和6年7月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ということですが、こちらから指名してもよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は8番委員、9番委員にお願いします。

「議第17号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和6年7月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは3条の審議ですので、まず番号1の担当委員、5番委員から説明をお願いします。

5番委員 農地法第3条審議資料番号1、譲受人、譲渡人、農地情報は左記のとおりです。
相手方の要望により農地を売り渡す件でございます。
補足資料は、2から3ページです。
審議をよろしくをお願いします。

事務局 事務局から補足いたします。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。今、農業委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案を可決いたします。
次、番号2は、担当委員の10番委員から説明をお願いします。

10番委員 議第17号農地法第3条審議資料。
番号2は、同じく4ページです。
譲受人、譲渡人、農地の情報は左記のとおりです。
補足資料は、4ページ、5ページとなります。
相手方の要望により農地を売り渡すということです。
御審議をよろしくをお願いします。

事務局 事務局から補足いたします。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。今、農業委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

事務局 再度、事務局から補足させていただきます。
補足資料の5ページの写真をご覧ください。
手前に木が植わっていますが、これは栗の木です。
以前、土地を借りられていた申請者の父が、栗の木と、キウイを植えられました。
今回、農地を買われ、引き続き栗とキウイを栽培されるそうです。

10番委員 この農地の隣が買い手の家です。
農地を借りていた買い手の父が、手入れをされていましたが、亡くなられて、そのままになっていました。
申請者が高森に帰ってこられたため、隣接農地に迷惑をかけるより、買って管理をしたいということで申請されました。

議 長 ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案も可決いたします。

「議第18号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和6年7月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは5条の申請です。担当委員の8番委員から説明をお願いします。

8番委員 議第18号農地法第5条審議資料の借受人、貸出人、土地の所在地、転用目的等は記載のとおりです。
農地の状況は、左記の通りです。
20年の賃貸借権を設定し、太陽光発電施設を設置するということです。
補足資料は、7ページから8ページです。

審議、よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足いたします。

8番委員より説明があったとおり、貸出人と借受人との間で20年の賃貸借の契約を結び、太陽光発電施設を建設します。

鳥獣被害が多い山間部のため、ワイヤーメッシュ柵も周りに設置するとのこと。

許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請については許可相当であると判断しています。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、農業委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

4番委員 太陽光自体は何も問題はないんですか。

事務局 計画については、問題なく作成されております。

4番委員 パネルの枚数とかは。

事務局 パネルの枚数は、全部で108枚を設置されます。

農地の利用面積については、残地はなく、敷地面積全体に設置されます。

議長 ほかに質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですが、私もこの農地の立会いに参りまし

た。

写真を見ても分かるように、もう原野みたいになっています。

少し傾斜はありますが、そこに杭を打ってパネルを設置されるようです。

年1回以上、草を刈るということになっております。

ただ管理をどこまでされるか、そこがちょっと不安で荒地にならないかいいなと思っております。

申請書は、全然不備はなく、耕作放棄地の解消のためにはいいかなと思っております。

太陽光パネルを設置した後、荒廃しないよう農業委員会でも注視していったほうが良いと、私はそう思いました。

そういうことですので、この議案についてはこのまま可決してよろしいでしょうか。

今後、皆さんも注視しておいてください。

2番委員 この太陽光の会社は、高森の他の所に設置していますか。
それとも、今回が初めてですか。

事務局 この会社は初めてです。
設置する会社は、高森でも過去に設置したことがある業者が工事
されます。

議 長 再度聞きますが、ほかには質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 では、ないということですので、この議案を可決いたします。

「議第19号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画（案）の承認について【特例事業】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年7月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは集積計画ですので、事務局から説明をお願いします。
す。

事務局 8ページをお開きください。
本案件は、農用地区域内農地を担い手に売買する場合、担い手の

面積要件を満たす必要がありますが、売られる方は800万円の税の特別控除があり、農地を取得される方も不動産取得税の特例措置がある事業です。

番号1です。譲渡人、農業公社、譲受人、土地の所在地、現況地目、面積等はここに記載してあるとおりです。

今回、農業公社に名義替えが終了しましたので、農業公社から譲受人へ売り渡されます。

補足資料は、10ページをお開きください。

こちらの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について、何か質問はありますか。

4番委員 こういうのはどれくらい時間がかかるんですか。

事務局 3月総会でも、説明しましたとおり、最初、農業公社に名義替えをして、その登記が終わったら、農業公社から譲受人へ名義替えをします。

一度、農業公社に登記名義を変える手続きが発生しますので、時間的には2、3か月ぐらいかかります。

それでも最短です。

今、登記自体が半導体関連でちょっと時間がかかっています。

議長 ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案については承認いたします。

「議第20号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（配分）（案）の承認について【中間管理・農地バンク一括方式】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年7月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは中間管理の議案ですので、これも事務局から説明を

お願いします。

事務局

10ページをお開きください。

まず、番号1です。貸付人が、農業公社を通して、借受人に対し、賃貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、10ページから11ページに記載のとおりです。

土地情報及び契約期間については記載のとおりです。

10a当たりの金額について端数が出ているのは、全体面積総計額で契約しているため端数が出ております。

続きまして、番号2、こちらも貸付人が、農業公社を通して、借受人に対し、使用貸借権の設定をするものです。

土地情報につきましては、13ページに記載のとおりです。

番号1、番号2ともに、補足資料は12ページの赤枠で記載してある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長

はい。今、事務局から説明がありましたが、この件についても何か質問はありませんか。

(複数委員)

ありません。

議長

はい。ないということですので、この議案についても承認いたします。

「議第21号」

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について【一般】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年7月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長

はい。これは集積計画です。

この件については今年新しく始められた、雨水湛水事業に関するものも入っておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

16ページをお開きください。

本案件は、農業者年金の更新のための使用貸借権の設定が5件、雨水湛水事業にかかる使用貸借権の設定が2件、同じく湛水事業に

かかる賃貸借権の設定が12件、新規の賃貸借権の設定が1件です。

件数が多いため、案件ごとにまとめて説明させていただきます。

まず、16ページから23ページをお開きください。

まず、番号1から5、こちらは農業者年金の更新のための使用貸借権の設定です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、15ページから21ページをお開きください。

こちらの赤枠で囲ってある筆のうち一部の筆は、面積が小さいため補足資料の16ページ、17ページには表示されておられません。

続きまして、23ページから27ページをお開きください。

番号6から7、こちらは雨水湛水事業にかかる使用貸借権の設定です。

雨水湛水事業とは、5月総会時に事務局長より説明がありましたが、3地域を対象に、稲作期間中に配水口の堰板を通常より5cmほど高くすることで、雨水を溜め地下水を増やすことを目的とした事業です。

10a当たり3,000円の補助があります。

農業用水をボーリングによる地下水で賄っている水源が対象です。

補助事業ですので、小作されているところは正式契約が条件ですので、今回申請があっております。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。

補足資料は、22ページから23ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、27ページから29ページをお開きください。

番号8から19、こちらは先ほど説明した雨水湛水事業にかかる賃貸借権の設定です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。

補足資料は、24ページから35ページをお開きください。

こちらの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、29ページをお開きください。

番号20、こちらは新規の賃貸借権の設定です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等は、ここに記載してあるとおりです。

補足資料は、36ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案については承認いたします。

これで、今月の総会の議案はすべて終わりました。

毎日暑い中、大変なときにご出席いただきありがとうございます。

この次もまたよろしく願いいたします。